

令和3年3月16日

関係各位

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

改正フロン排出抑制法の周知について (依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日に改正「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行され、フロン類を回収しない違反については刑事罰の適用対象となるなど、機器廃棄時の規制が強化されています。

つきましては、別添のとおり周知用チラシをお送りしますので、貴団体の構成員の皆様へ周知くださるようお願いいたします。

なお、チラシやパンフレットの電子データを当県ホームページの次のURLに掲載しておりますので、御活用ください。

神奈川県ホームページ「フロン排出抑制法について」URL
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html>

問合せ先
大気環境グループ 小山
電 話 (045) 210-4111